

第4章 本計画の将来像・基本方針・目標及び広域交通の維持・確保の方針

4-1 将来像・基本方針・目標

(1) 将来像・基本方針

第2章で整理した上位・関連計画で求められる公共交通の役割及び第3章で整理した本地域の課題を踏まえ、本地域における公共交通ネットワークの将来像と、将来像の実現に向けた基本方針を以下のとおりとします。

【北海道宗谷地域公共交通計画の将来像】

**多様な交通手段が地域をつなぎ、安全・安心な暮らしを支える
持続可能な公共交通ネットワークの構築**

基本方針①：地域住民等の移動を支える広域交通の維持・確保

・本地域の将来を見据えた、持続可能で活力ある地域づくりや観光振興などにも寄与する公共交通ネットワークを構築することが重要であり、地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保に努める。

・幹線交通、広域交通及び生活圏交通がつながる最適な公共交通ネットワークの確保に努める。

<対応する課題：1・2・3・4>

基本方針②：公共交通の持続性確保・利便性向上・利用促進

・将来的に運転手の高齢化等により、輸送資源がひっ迫すると想定される中で公共交通を維持・確保していくため、公共交通の担い手の確保や運行を効率化するとともに、多様な交通手段の連携など利便性の向上や、地域住民・来訪者の公共交通利用の促進を図る。

<対応する課題：1・2・3・4>

(2) 基本方針の実現に向けた目標

基本方針の実現に向けた目標を以下のとおりとします。

基本方針1：地域住民等の移動を支える広域交通の維持・確保

目標①	住民の利便性に配慮した交通ネットワークの構築及び最適な公共交通サービスの確保
-----	--

通勤・通学、通院、買い物等の市町村を跨ぐ移動のニーズに対応できる広域交通の維持・確保について、地域が一体となって取組を進める。

目標②	生活圏域を円滑に移動できる公共交通ネットワークの維持・確保
-----	-------------------------------

生活圏域内における円滑な移動のため、幹線交通、広域交通及び生活圏交通の乗換拠点における利便性・アクセス性の向上などを図っていく。

基本方針2：公共交通の持続性確保・利便性向上・利用促進

目標③	公共交通の持続性確保と利便性向上、意識醸成による利用促進
-----	------------------------------

公共交通の運行の継続性を確保していくため、担い手の確保や事業者間の連携など「共創」による移動の円滑化や公共交通の利便性向上、地域住民等への公共交通利用の意識付け、来訪者も利用しやすい環境づくり等に取り組む。

4-2 目標に基づく施策・事業

各目標の達成に向けた施策・事業及び取組内容を次のとおりとします。

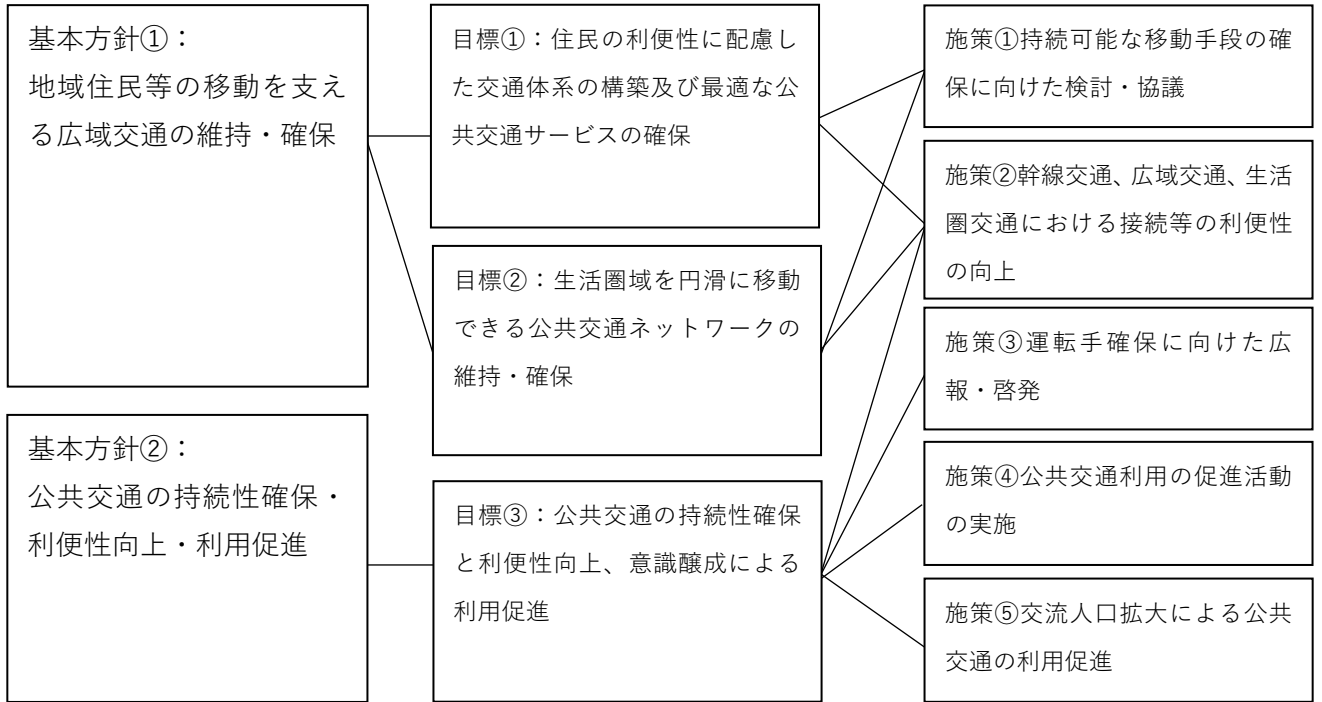


図 4-1 基本方針・目標達成のための施策

【施策①】 持続可能な移動手段の確保に向けた検討・協議

目的等 住民等の広域移動に係る公共交通の利用実態・ニーズを把握するとともに、北海道宗谷地域公共交通活性化協議会において路線のあり方について議論し、必要に応じて運行形態等の見直しを検討・協議することで、持続可能な移動手段を確保する。

<目標①、②に対応>

1 取組概要

広域交通の維持・確保・最適化及び公共交通ネットワークの構築

- 住民の公共交通の利用実態や移動ニーズ、現状の公共交通の運行実態等を踏まえて、地域中心都市と周辺町村などを結ぶ広域交通の役割及び維持・確保の方針を継続的に協議し、地域の実態に合わせた最適化など運行形態の見直し等を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

- 路線別の検討会や市町村地域公共交通活性化協議会などの場における議論を踏まえながら、持続可能な公共交通のあり方について協議を進める。
- 広域交通の維持・確保の方針について、「第6章 計画の推進体制」により、PDCAサイクルのもとで評価・点検を行う。
- 検討体制は次のとおりとする。

対象路線	検討体制（関係市町村・事業者等）
宗谷総合振興局管内の広域路線	宗谷総合振興局、関係市町村、宗谷バス（株）、沿岸バス（株）

国

- 路線の維持・確保の方針に基づく取組や運行形態の見直しなどを実施する場合において、必要な助言を行う。

北海道

- 先進的な取組事例を情報収集し、北海道宗谷地域公共交通活性化協議会へ提供する。
- 維持・確保の方針を踏まえ、個別の広域路線について、運行実態等を把握して共有し、必要に応じて今後のあり方の検討・協議や関係者間の調整を行う。

市町村

- 住民の移動実態やニーズを踏まえた路線の最適化に向けた検討・協議を行う。
- 市町村地域公共交通活性化協議会において、地域の実情に合わせた運行形態を検討する。

交通事業者

- 住民の移動実態やニーズを踏まえた路線の最適化に向けた検討・協議を行う。
- 乗車人員など利用状況に係るデータを把握し、北海道宗谷地域公共交通活性化協議会へ提供する。
- 見直しに係る将来負担のシミュレーションなどを行う。

3 スケジュール

R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R10(2028)
維持・確保の方針設定	評価・検討・実施	評価・検討・実施	評価・検討・実施	評価・検討・実施
⇔	⇔	⇔	⇔	⇔
利用実態把握等	利用実態把握等	利用実態把握等	利用実態把握等	利用実態把握等
⇔	⇔	⇔	⇔	⇔

【施策②】 幹線交通、広域交通、生活圏交通における接続等の利便性の向上

目的等	幹線交通・広域交通・生活圏交通の利便性向上を図るべく、これらの交通間の接続性の向上等により、乗換環境の向上を図る。 <目標①、②、③に対応>
-----	---

1 取組概要

接続性向上・乗換環境の向上

- ・道・市町村や事業者でダイヤ等の情報を共有しながら、幹線交通・広域交通・生活圏交通のアクセス性の向上を図り、利用者の利便性の向上を図る。
- ・幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換拠点において、利用者の利便性・快適性の向上を図る。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

- 生活圏から幹線交通、広域交通への乗換をスムーズに行うことができるよう、ダイヤの見直しによる待ち時間の短縮など利便性の向上に取り組む。
- 施策・事業の実施後、中間点検を行い、更なるモード間連携の強化に向けたダイヤの見直しなどを検討・実施する。
- バス停の整備など、誰もが利用しやすいバス待ち環境（屋根やベンチ等の設置）の整備を検討する。
- 市町村地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）と連携し、取組を進める。

国

- 各市町村における生活圏交通の見直しや乗換環境の整備等を実施する場合において、必要な助言を行う。

北海道

- スムーズな乗換ができるよう、幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換環境の向上等に係る検討・協議や関係者間の調整を行う。

市町村

- 各市町村における実情やニーズ、市町村地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）に基づく、幹線交通・広域交通・生活圏交通の乗換環境の整備などの利便性・快適性の向上、また、生活圏交通の利便性の向上や確保を図る。

交通事業者

- 乗車人員など利用状況に係るデータを把握し協議会へ提供する。
- 乗換環境の向上等に係る検討・協議や協議結果に応じた改善を行う。
- 冬期の公共交通機関の運休に備え、代替手段の確保に向けた検討を進める。

3 スケジュール

R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R10(2028)
ダイヤ見直し検討 ⇔	ダイヤ見直し実施 ⇔	中間評価 ⇔	ダイヤ見直し実施 ⇔	検討・協議 ⇔
交通拠点機能強化 検討 ⇔	交通拠点機能強化 実施 ⇔			
⇔				

【施策③】 運転手確保に向けた広報・啓発

目的等	公共交通の運行に必要な運転手を確保するため、運転手の業務について魅力発信するとともに、公共交通機関と連携をはかり、人材確保に努める。 <目標③に対応>
-----	--

1 取組概要

魅力の発信

- ・運転手の高齢化や定年退職等により、将来的に運転手の担い手が不足する懸念があることから、人材確保に向けて、公共交通機関の担い手の業務内容や魅力の発信を行う。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

- 移住施策との連携や就職相談会、小中学生向けの業務内容説明会の開催等により、公共交通機関従事者の業務内容や魅力の発信を行う。

国

- 先行地域の事例の情報提供や必要な助言を行う。
- 国の取組について情報提供する。

北海道

- 先進的な取組事例を情報収集し、協議会へ提供する。
- 公共交通機関の運転手の業務内容や魅力についての情報発信をホームページやSNS等で行う。
- 移住施策との連携（商工観光労働課との連携）や就職相談会、小中学生向けの業務内容説明会の実施などについて検討・実施する。

市町村

- 公共交通機関の運転手の業務内容や魅力についての情報発信を広報誌やホームページ等で行う。
- 移住施策との連携や小中学生向けの業務内容説明会の実施などについて検討・実施する。

バス事業者

- 大型二種免許等の資格取得支援制度などの人材確保の取組を継続して実施する。
- バス運転手体験など企業説明会（就職相談会）を実施する。
- 沖縄県の交通事業者からの乗務員派遣を継続して実施する。

3 スケジュール

R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R10(2028)
移住施策との連携の検討・実施 ←→	移住施策との連携の検討・実施 ←→	移住施策との連携の検討・実施 ←→	移住施策との連携の検討・実施 ←→	移住施策との連携の検討・実施 ←→
就職相談会等の開催 ←→	就職相談会等の開催 ←→	就職相談会等の開催 ←→	就職相談会等の開催 ←→	就職相談会等の開催 ←→

【施策④】 公共交通利用の促進活動の実施

目的等

通勤、通学や通院、買い物等の日常的な移動における公共交通利用の意識醸成や、乗り方教室の実施など、公共交通の利用促進等に向けた取組や広報活動について交通事業者や各市町村間で検討、連携して取組を進める。

<目標③に対応>

1 取組概要

広報活動による公共交通の利用促進等

- ・バスの乗り方教室の開催などの広報活動により公共交通の利用促進や運行体制の確保を図る。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

- 公共交通の利用促進に向けた広報活動などを実施するとともに、管内の市町村や他地域における先進的な取組事例を共有し、効果的な取組について検討を進める。

国

- 先行地域の事例の情報提供や必要な助言を行う。

北海道

- 振興局職員を対象としたノーカーデーを実施する。
- バス事業者と連携したバスの乗り方教室の開催を継続して実施する。
- 交通事業者と連携した子ども向け公共交通乗車体験を継続して実施する。

市町村

- バス事業者と連携したバスの乗り方教室の開催を検討し実施する。
- 住民だけでなく、来訪者も活用できる情報の発信を目的として、広報誌や各市町村ホームページ等の情報媒体等を活用し、総合時刻表、公共交通マップ、主要観光地への公共交通機関のアクセス情報の掲載などを行う。

交通事業者

- 公共交通利用促進イベントの実施、協力を行う。
- 周辺施設の位置情報等を掲載した路線図や時刻表を作成し、来訪者への情報提供を行う。

3 スケジュール

R6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R10(2028)
ノーカーデー・乗り方教室等の実施 ⇔	ノーカーデー・乗り方教室等の実施 ⇔	ノーカーデー・乗り方教室等の実施 ⇔	ノーカーデー・乗り方教室等の実施 ⇔	ノーカーデー・乗り方教室等の実施 ⇔
総合時刻表等の作成 ⇔	総合時刻表等の掲載 ⇔	総合時刻表等の修正・掲載 ⇔	総合時刻表等の修正・掲載 ⇔	総合時刻表等の修正・掲載 ⇔

【施策⑤】 交流人口拡大による公共交通の利用促進

目的等	地域の観光資源と連携した公共交通利用促進及び来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築など、観光誘客と公共交通利用促進が一体となった取組を推進する。 <目標③に対応>
-----	---

1 取組概要

来訪者が利用しやすい環境の整備

- ・地域の観光施策と連携し、観光誘客と公共交通の利用促進に取り組む。
- ・観光客などの来訪者であっても幹線交通・広域交通・生活圏交通の利用や乗換がスムーズに行うことができる環境の構築に取り組む。

2 具体的な取組内容

協議会としての取組

- 先進的な取組事例などの情報共有を図りながら、多言語表示や、観光施設への乗換マップの作成など、土地に不慣れな観光客であっても公共交通の利用や乗換がスムーズにできる環境の構築を推進する。

国

- 先行地域の事例の情報提供や必要な助言を行う。
- 国の取組について情報提供する。

北海道

- 先進的な取組事例を情報収集し、北海道宗谷地域公共交通活性化協議会へ提供する。
- 幹線交通・広域交通・生活圏交通のダイヤの調整などスムーズな乗換ができるような環境構築について検討・協議する。
- 観光施設への乗換マップの作成など観光資源・施設を活かした観光施策と連携し利用促進の取組について検討・実施する。

市町村

- 観光施設への乗換マップの作成など観光資源・施設を活かした観光施策と連携し利用促進の取組について検討・実施する。

交通事業者

- 乗車人員など利用状況に係るデータを把握し北海道宗谷地域公共交通活性化協議会へ提供する。
- サイクルバスの取組を拡充する。
- 観光客等の来訪者が円滑に目的地に移動できるよう周辺施設の位置情報を掲載した路線図や時刻表を道や市町村と連携して作成する。

3 スケジュール

R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R10(2028)
乗換マップ等の作成に向けた取組の検討・協議	乗換マップ等の作成に向けた取組の検討・協議	乗換マップ等の作成・公表	乗換マップ等の見直し・公表	乗換マップ等の見直し・公表
←→	←→	←→	←→	←→
サイクルバスの取組拡充				
←→				

4-3 広域交通の維持・確保の方針

本地域で目指す公共交通ネットワークについて、広域バス路線の現状や地域の課題を踏まえ、次のとおり広域交通の維持・確保の方針を設定します。

路線名・関係自治体	役割	維持・確保の方針
稚内鬼志別 稚内市、猿払村 【地域間幹線系統】 (令和6年度計画輸送量：21.2、平均乗車密度：5.3)	・稚内市と猿払村を結ぶ系統で、稚内市内の高校への通学、通院のほか、稚内市街～宗谷岬間は観光客に利用されている。	・地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助)を活用し、利用促進を実施しながら、移動手段の確保を図る。
声問3 稚内市 【広域生活交通路線】 (令和4年度輸送量：53.5、平均乗車密度：4.5)	・稚内市声問地区と稚内市街を結ぶ系統で、沿線住民の稚内大谷高校への通学、通勤、駅前への買い物等に利用されている。	・地域特性や移動ニーズを考慮し、一部区間が重複する路線の再編や統合、デマンドバスなど多様な交通手段の導入による効率的で利便性の高い路線へ見直しを検討する。
坂の下1 稚内市 【広域生活交通路線】 (令和4年度輸送量：40.0、平均乗車密度：4.4)	・稚内市富士見地区、坂の下地区と稚内市街を結ぶ系統で、沿線住民の稚内大谷高校への通学、通勤、駅前への買い物等に利用されている。	
富士見2 稚内市 【広域生活交通路線】 (令和4年度輸送量：13.9、平均乗車密度：4.5)	・稚内市富士見地区と稚内市街を結ぶ系統で、沿線住民の稚内大谷高校への通学、通勤、駅前への買い物等に利用されている。	
浜頓別 枝幸町、浜頓別町 【市町村単独補助路線】	・枝幸町と浜頓別町を結ぶ系統で、主に沿線住民の浜頓別高校への通学や通勤に利用されている。	・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段の確保に努める。
雄武 枝幸町、雄武町 【市町村単独補助路線】	・枝幸町と雄武町を結ぶ系統で、主に枝幸高校等への通学に利用されている。	・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段の確保に努める。

路線名・関係自治体	役割	維持・確保の方針
鬼志別浜頓別 稚内市、猿払村、浜頓別町 【市町村単独補助路線】	・猿払村と浜頓別町を結ぶ系統で、浜頓別高校への通学などに利用されている。	・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段の確保に努める。
利尻1 利尻町、利尻富士町 【市町村単独補助路線】	・利尻町と利尻富士町を結ぶ島内を一周する系統で、沿線住民の通院、買物等に利用されているほか、観光客の利用もある	・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段の確保に努める。
利尻2 利尻町、利尻富士町 【市町村単独補助路線】	・利尻町と利尻富士町を結ぶ島内を一周する系統で、沿線住民の通院、買物等に利用されているほか、観光客の利用もある	・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段の確保に努める。
豊富幌延線 豊富町、幌延町 【市町村単独補助路線】	・豊富駅から幌延町中心部とをつなぐ。 ・通学や通勤など地域住民の生活に欠かせない路線である。	・交通事業者と市町村が密接に連携し、利用促進を図りながら、持続可能な移動手段を確保していく。

※「幌延留萌線」及び「豊富羽幌線」の維持・確保の方針については、「北海道留萌管内地域公共交通計画」に位置づける。

第5章 取組の持続的な実施に向けた目標値設定

5-1 評価指標及び目標値

本計画の基本方針の実現に向け、目標の達成状況を確認するための評価指標や目標値、目標値の測定方法は以下のとおりです。評価は第6章の評価推進体制により毎年度実施します。

(公共交通の利用者数)

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、現状の利用者数(令和4年度実績)を増加させることを目標に各種施策に取り組んでいきます。

(公共交通事業者の収支率)

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、現状の収支率(令和4年度実績)を改善させることを目標に各種施策に取り組んでいきます。

(公共交通への公的資金投入額)

路線の維持・確保を図るため、国庫補助をはじめとした公的資金の投入を行っていますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により欠損額が増加傾向にある中で、公的資金投入額が増加に転じないように、各種施策に取り組んでいきます。

表5-1 評価指標及び数値目標

評価指標	単位	現況値	目標値	対応する 施策
		令和4年 (2022年)	令和10年 (2028年)	
広域交通の利用者数(※1)	千人	399	400以上	①②③④
公的資金が投入されている広域交通の収支率(※2)	%	39.6	39.6以上	①②③④
広域交通への公的資金投入額(※3)	千円	126,511	126,511以下	①②③④

- ※1 広域交通の運行事業者からの提供データ(令和3年10月1日から令和4年9月30日の輸送人員)により算出。本地域において運行されている地域間幹線系統及び広域生活交通路線における利用者数。
- ※2 広域交通の運行事業者からの提供データ(令和3年10月1日から令和4年9月30日の経常費用、経常収益)により算出。本地域において運行されている地域間幹線系統及び広域生活交通路線における収支率。
- ※3 市町村及び道のデータ(令和4年度の地域間幹線系統及び広域生活交通路線における市町村負担額、道負担額及び国負担額の合計)により算出。

【目標値の設定方法について】

○本地域の人口減少について

本地域の令和7年（2025年）から令和12年（2030年）の人口は、5年間で10.8%の減少が見込まれます（将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30推計））を使用して推計）。
 <令和7年（2025年）人口：54,985人、令和12年（2030年）人口：49,028人、人口減少率▲10.8%>

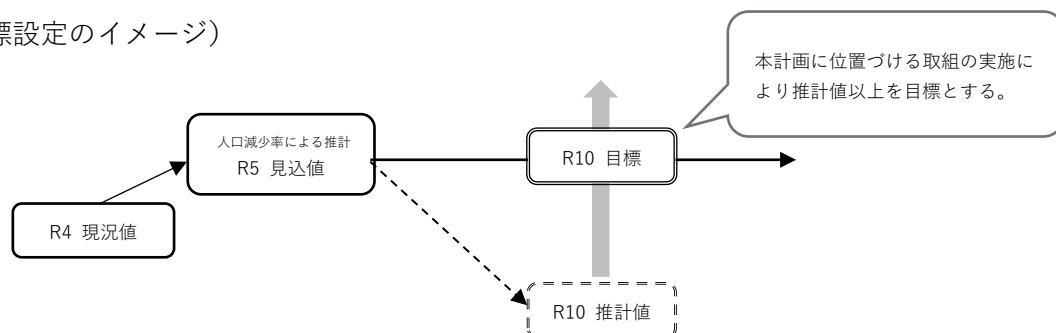
○人口減少率による推計値

上記の人口減少率を踏まえ、令和5年（2023年）の見込値から推計した令和10年（2028年）の利用者数等は次のとおりです。
 <広域交通の利用者数：356千人、公的資金が投入されている広域交通の収支率：35.3%>

○設定する目標値

社会情勢の影響で見込値から減少に転じないように、本計画に位置づけた取組を進め、見込値以上を目標とします。

（目標設定のイメージ）



評価指標	R4 現況値	R5 見込値(※)	R10 目標値
広域交通の利用者数（千人）	399	400	400 以上
公的資金が投入されている広域交通の収支率（%）	39.6	39.3	39.6 以上
広域交通への公的資金投入額（千円）	126,511	—	126,511 以下

※見込値は対象路線の令和6年1月時点での数値を事業者より聞き取り。

公的資金投入額は令和6年1月時点で未確定であることから、R4 現況値を目標値に設定。

表 5-2 数値目標の測定方法

データ測定方法	調査手法概要等
広域交通の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通の運行事業者からの提供データによる確認 ・毎年6月頃に前年の輸送人員データを収集
公的資金が投入されている広域交通の収支率	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通の運行事業者からの提供データによる確認 ・毎年6月頃に前年の収支率を収集
広域交通への公的資金投入額	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村及び道のデータによる確認 ・毎年6月頃に前年の投入額を収集

第6章 計画の推進体制

6-1 計画推進状況の評価推進体制・評価・検証

本計画における目標の達成に向けた施策・事業の取組の継続的な実施にあたり、「第5章 取組の持続的な実施に向けた目標値設定」で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを実施しながら、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等について検証・評価を実施します。

取組の評価については、本計画の策定主体である「北海道宗谷地域公共交通活性化協議会」において行うこととし、「6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築」に示すPDCAサイクルにより検証を実施していきます。

表6-1 取組状況の評価体制

区分	組織名
地方公共団体等	北海道宗谷総合振興局
	稚内市
	猿払村
	浜頓別町
	中頓別町
	枝幸町
	豊富町
	礼文町
	利尻町
	利尻富士町
	幌延町
公共交通事業者等	宗谷バス株式会社
	北海道エアポート株式会社
	ハートランドフェリー株式会社
	北海道旅客鉄道株式会社
道路管理者	北海道開発局稚内開発建設部
	北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部
公安委員会・警察	北海道警察旭川方面本部
北海道運輸局	旭川運輸支局

表 6 - 2 取組の推進に向けた各関係者の役割及びその内容

関係者	求められる役割	内容
行政（国、関係地方公共団体等）	施策の検討・実施等	地域の交通に対するニーズの実態把握 各種公共交通に関する施策の実施 資金の調達等
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行 乗降状況のモニタリングの協力等 経営努力の向上、収支改善への取組強化
地域住民 各種団体	公共交通の積極的な活用等	公共交通の積極的な利用

6-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を検討します。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を改定するとともに、施策・事業の予定に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）していきます。

本計画は、上記のPDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用します。なお、PDCAサイクルによる運用にあたっては、毎年度、「北海道宗谷地域公共交通活性化協議会」を開催し、構成機関の認識の共通化を図りながら進めます。

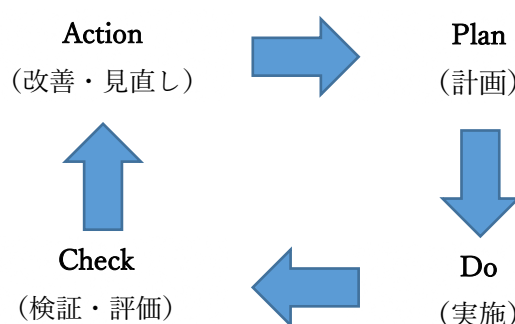


図6-1 PDCAサイクルによる評価・検証

6-3 今後の協議会の開催スケジュール

継続的で実効性のある施策の実施に向け、6-2によるPDCAサイクルを行いながら計画を推進していくため、以下のスケジュールにより「北海道宗谷地域公共交通活性化協議会」を開催していきます。

なお、取組の実施状況などにより、本計画の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合などについては、以下のスケジュールによらず随時開催するなど、状況に応じた協議を実施していきます。

年度	月	実施内容		協議会開催
令和 6 年度 (2024 年度) (計画 1 年目)	6 月 12 月	目標の実現・目標値の達成に向けた事業の実施、実施状況の分析	事業の実施状況に応じた計画の見直し(事業内容・目標値等の見直し等)	第 1 回 ・事業計画の承認 ・令和 6 年度事業に係る協議 ・令和 7 年度事業に係る協議 第 2 回 ・令和 7 年度事業に係る協議
令和 7 年度 (2025 年度) (計画 2 年目)	6 月 12 月			第 1 回 ・事業計画の承認 ・令和 6 年度事業の評価 ・令和 8 年度事業に係る協議 第 2 回 ・令和 8 年度事業に係る協議
令和 8 年度 (2026 年度) (計画 3 年目)	6 月 12 月			第 1 回 ・事業計画の承認 ・令和 7 年度事業の評価 ・令和 9 年度事業に係る協議 第 2 回 ・令和 9 年度事業に係る協議
令和 9 年度 (2027 年度) (計画 4 年目)	6 月 12 月			第 1 回 ・事業計画の承認 ・令和 8 年度事業の評価 ・令和 10 年度事業に係る協議 第 2 回 ・令和 10 年度事業に係る協議
令和 10 年度 (2028 年度) (計画 5 年目)	6 月 12 月			第 1 回 ・事業計画の承認 ・令和 9 年度事業の評価 ・令和 11 年度事業に係る協議 第 2 回 ・次期計画の承認等

図 6-2 協議会の開催スケジュール